

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第10条〔略〕</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、<u>2万3,328円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万3,328円</u>」とあるのは、「<u>2万9,160円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万3,328円</u>」とあるのは、「<u>5万4,432円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条〔略〕</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率は、<u>2万9,160円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万9,160円</u>」とあるのは、「<u>3万8,880円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万9,160円</u>」とあるのは、「<u>5万6,376円</u>」と読み替えるものとする。</p>

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。